

○山梨県警察警備業関係事務取扱要領の制定について

〔 令和 6 年 3 月 1 8 日 〕
〔 例規甲（生企許）第 2 0 5 号 〕

（概要）

この要領は、警備業法、警備業法施行令、警備業法施行規則、警備業の要件に関する規則、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則、警備員等の検定等に関する規則、警備業者及び警備員の護身用具の携帯の禁止・制限に関する規則、機械警備業者の即応体制の整備の基準等に関する規則及び山梨県公安委員会事務専決規程に基づき、警備業関係事務の取扱いについて必要な事項を定めたものである。